別紙様式第二十号7記載上の注意中3を4とし、2を3とし、1を2とし、1として次のように加える。

1　法第89条第7項において準用する銀行法第52条の63第1項の指定申請書又は法第89条第7項において準用する銀行法第52条の78第1項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「役員の氏名又は商号若しくは名称」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一号及び別紙様式第二号に次のように加える。

（記載上の注意）

法第1条第1項の規定及び第1条第1項の規定による認可申請書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、当該認可申請書に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第三号及び別紙様式第四号の「申請します。」の次に次のように加える。

（記載上の注意）

法第1条第1項の規定及び第1条第1項の規定による認可申請書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、当該認可申請書に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第五号及び別紙様式第六号に次のように加える。

（記載上の注意）

法第1条第1項の規定及び第1条第1項の規定による認可申請書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、当該認可申請書に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第十号目次記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

1　法第12条の4において準用する信託業法第85条の3第1項の指定申請書又は法第12条の4において準用する信託業法第85条の18第1項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者又は管理人の役職氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

2　この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

別紙様式第十号5記載上の注意中3を4とし、2を3とし、1を2とし、1として次のように加える。

1　法第12条の4において準用する信託業法第85条の3第1項の指定申請書又は法第12条の4において準用する信託業法第85条の18第1項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名又は商号若しくは名称」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第十号7記載上の注意中3を4とし、2を3とし、1を2とし、1として次のように加える。

1　法第12条の4において準用する信託業法第85条の3第1項の指定申請書又は法第12条の4において準用する信託業法第85条の18第1項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「役員の氏名又は商号若しくは名称」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

（貸金業法施行規則の一部改正）

第七条　貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第五号記載上の注意中3を4とし、2を3とし、1を2とし、1として次のように加える。

1　法第4条第1項の登録申請書又は法第8条第1項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第六号1・記載上の注意1中「なお、」の次に「同項」を加え、同様式記載上の注意中2を4とし、1を3とし、1及び2として次のように加える。

1　届出者の「氏名」欄には、法第10条第1項第1号、第3号又は第4号の規定により届け出る場合、婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を括弧書で併記することができる。同項第2号又は第5号の規定により届け出る場合、法第4条第1項の登録申請書又は法第8条第1項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載した者については、これらの書類に記載された当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、当該氏名を括弧書で併記し、又は当該氏名のみを記載することができる。

2　法第4条第1項の登録申請書又は法第8条第1項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「廃業等をした貸金業者の商号、名称又は氏名」欄に当該氏名を括弧書で併記し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第八号・別紙様式第八号の二及び別紙様式第八号の三の目次記載上の注意中2を3とし、1の次に次のように加える。

2　法第4条第1項の登録申請書又は法第8条第1項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、届出者の「氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第二十一号の「代表者の氏名　　印」の次に次のように加える。

（記載上の注意）

法第41条の14第1項の指定申請書又は法第41条の27第1項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第二十二号目次記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

1　法第41条の40第1項の指定申請書又は法第41条の55第1項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者又は管理人の役職氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

2　この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。